

日頃の疑問を解決!!

源泉税・記帳・消費税などなんでも相談会開催のお知らせ

源泉所得税のかからない給与であっても税務署へ「0」として納付書を提出しなければなりません。下表のとおりなんでも相談会を開催いたします。ご都合の良い日時にお越しください。

日 程	時 間	場 所	持 ち 物
7/1(金) 4(月)~8(金) 11(月)	9:30~15:30 (12:00~13:00 まで休憩) ご都合の良い日にお越しください	青色申告会 3F 川崎区宮前町8-17 バス停「宮前」下車	<ul style="list-style-type: none">・現在記帳している帳簿（記帳していない方は不要）・帳票書類等・22・23年分の一人別源泉徴収簿、納付書（源泉相談を受けられる方のみ）・20・21・22年分決算書・申告書（消費税相談を受けられる方）・認印

※源泉所得税のご相談は下図の記入例を参照して頂き、あらかじめご記入をお願いいたします。また、会計ソフトの相談は、事務局へご予約をお願いいたします。